

報道機関各位

全国初



PRESS RELEASE

令和7年10月9日
北九州市都市整備局

北九州市で「居住サポート住宅」の全国第1号を認定 & 抱樸 奥田理事長の案内で北九州市長が現地を視察

改正住宅セーフティネット法の施行に伴い、令和7年10月1日から安否確認や見守りなどを行う「居住サポート住宅」の認定制度が全国で始まりました。

北九州市は、10月1日付で特定非営利活動法人 抱樸からの申請住宅について、全国第1号となる認定を行いました。

10月14日に、北九州市長が現地を視察しますので、併せてお知らせします。

北九州市と抱樸は、令和7年8月22日に「もっと“つながる”もっと“支えあう”まちへ」をコンセプトに、連携協定を締結しており、そのプロジェクトである「一人一人の困りごとに寄り添い“安心”を作る(先進的な機能を備えた安心できる住まいの確保などに向けた連携)」の取組の1つが実現したものです。

北九州市は、今後も居住サポート住宅の供給を積極的に推進していきます。

1 居住サポート住宅の概要(認定情報) (<https://support-jutaku.ml.it.go.jp>)

- ・認定年月日:令和7年10月1日
- ・認定事業者:特定非営利活動法人 抱樸 理事長 奥田知志(居住支援法人)
- ・住宅の名称:プラザ抱樸
- ・住宅所在地:北九州市小倉北区
- ・認定(専用)住戸数:1戸※

※10月中に要援助者(日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者)が入居予定

- ・家賃:29,000円(その他に共益費、居住サポート費用など)
- ・居住サポートの内容:
安否確認(1日1回)、見守り(月に1回以上)、福祉サービスへのつなぎ等
- ・入居に関する問合せ先:特定非営利活動法人 抱樸 (093-922-8580)

2 北九州市長の現地視察

- ・日時:令和7年10月14日(火)9:45～(30分程度) ※集合時間9:35
- ・集合場所:取材申込の際にお知らせいたします。
- ・説明:抱樸の奥田理事長が対応
- ・取材申込:10月10日(金)12時までに、住宅計画課までご連絡ください。
※建物が特定できるような外観等の撮影は、居住者のプライバシー保護のためご遠慮ください。

居住サポート住宅: 居住支援法人等が高齢者等を対象に、ICT等による安否確認、見守り、福祉サービスへの繋ぎなど先進的な取組を行う住宅

国の居住サポート住宅の供給目標: 施行後10年間で10万戸

居住支援法人: 住宅セーフティネット法に基づき、地域の居住支援の担い手として活動する県指定の法人(北九州市内を活動エリアとする法人は14法人)

《問合せ先》

【認定制度について】 都市整備局住宅計画課 藤尾(課長)、小田(係長) TEL 093-582-2592
【事業について】 特定非営利活動法人 抱樸 山田(常務) TEL 093-563-3069

一人一人の困りごとに寄り添い“安心”をつくる

 先進的な機能を備えた 安心できる住まいの確保など
に向けて連携します

《主な連携》

高齢化率政令市トップ、一人住まいのご高齢の方が増えているからこそ…

ほうぼく-抱樸

居住支援法人として培った
・住まいのお困りに対する相談対応
・見守り等の活動 に関する
ノウハウ・ネットワークの供給



北九州市

居住サポート住宅の
供給促進に向けた取組
(制度周知や認定事業者の募集等)
「居住サポート住宅モデル」を
全国・世界に普及・啓発



一人住まいのご高齢の方
などが抱えている
不安の軽減・解消
**安心して住み続けられる
住まいの確保**

※居住支援法人：住宅セーフティネット法に基づき、地域の居住支援の担い手として活動する県指定の法人（北九州市内を活動エリアとする法人は14法人）
※居住サポート住宅：居住支援法人等が高齢者等を対象に、ICTによる安否確認、見守り、福祉サービスへの繋ぎなど先進的な取組を行う住宅
(住宅セーフティネット法改正に伴いR7.10から居住サポート住宅の認定制度が開始)

北九州市と認定非営利活動法人抱樸との連携協定書

北九州市（以下「甲」という。）と認定非営利活動法人抱樸（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力した取り組みを行うため、連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、北九州市が全国・世界に先駆けて直面する課題の解決に向け、甲及び乙が従前に増して連携の強化を図ることを目的とする。また、乙はこれまで培ってきたノウハウやネットワーク等を提供し、甲はそのノウハウ等を踏まえた取組を展開し、その両者を組み合わせることで、更なる「つながり」や「支えあい」の醸成につなげていくこととする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、それぞれが持つ資源、ノウハウ等を活用し、「もっと“つながる” もっと“支えあう” まちへ」をコンセプトに、次の事項について連携・協力に取り組むものとする。

- （1）「一人一人の困りごとに寄り添い“安心”を作る」こと
- （2）「子どもをはじめ誰でも過ごせる“居場所”をつくる」こと
- （3）「住み慣れた地域で“つながり”をつくる」こと
- （4）その他、本目的に資する事項で、甲及び乙で合意する事項に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の情報を、相手方の承認を得ずに本目的以外に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（個人情報）

第6条 甲及び乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年8月22日

甲 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市長



乙 北九州市八幡東区荒生田二丁目1番32号
認定非営利活動法人 抱樸
理事長

